

人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業
「グローバル地域研究推進事業」国立民族学博物館拠点組織運営規程

（ 令和 4年 4月 26日 ）
規 程 第 1 号

（目的）

第1条 この規程は、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業「グローバル地域研究推進事業」基本計画（以下「本事業」という。）の研究拠点となる国立民族学博物館（以下「本館」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（総括班事務局及び拠点）

第2条 本館に、グローバル地域研究プログラム総括班事務局（以下「総括班事務局」という。）及び次の各号に掲げる研究拠点（以下「拠点」という。）を置く。

- (1) 国立民族学博物館 グローバル地中海地域研究拠点
- (2) 国立民族学博物館 環インド洋地域研究拠点
- (3) 国立民族学博物館 海域アジア・オセアニア研究拠点
- (4) 国立民族学博物館 東ユーラシア研究拠点

（組織）

第3条 総括班事務局は本館館長（以下「館長」という。）の下に置き、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括班代表
- (2) 拠点研究員
- (3) その他、総括班が本館所属以外の者が必要と認めたる者

2 各拠点は館長の下に置き、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 拠点代表
- (2) 拠点副代表
- (3) 拠点に係る本館所属の専任教員
- (4) 拠点研究員
- (5) その他、拠点が本館所属以外の者が必要と認めたる者

3 第1項第2号及び前項第4号の者は、本事業に従事する人間文化研究機構人間文化研究創発センター研究員で、本館に派遣される者とする。

4 第1項第3号及び前項第5号の者は、館長が委嘱し、委嘱された期間内は、本館の共同研究員に準ずる連携研究員としての身分を付与する。

（総括班代表）

第4条 総括班代表は、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業「グローバル地域研究推進事業」基本計画に定めるとおりとする。

（拠点代表）

第5条 拠点代表は、本館の専任教員の中から館長が指名する。

2 拠点代表は、拠点の管理運営を行う。

3 拠点代表の任期は、令和10年3月31日までとする。ただし、任期中に拠点代表の変更があった場合は、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(拠点副代表)

第6条 拠点副代表は、本館の専任教員の中から拠点代表が指名する。

2 拠点副代表は、拠点代表の職務を補佐し、拠点代表に支障があるときは、その職務を代行する。

3 拠点副代表の任期は、令和10年3月31日までとする。ただし、任期中に拠点副代表の変更があった場合は、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 拠点の運営に関し必要な事項を審議するため、人間文化研究機構ネットワーク型基幹研究プロジェクト地域研究推進事業「グローバル地域研究推進事業」国立民族学博物館拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。ただし、審議事項に総括班事務局に関する事項は含まない。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(設置期間)

第8条 本事業の総括班事務局及び拠点の設置期限は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの間とする。

(事務)

第9条 拠点に関する事務は、管理部研究協力課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この規程は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。